

1 消火活動器材整備助成金について

交付目的

公設消防隊の到着までに、簡易水道に設置された消火栓を使用した市民による初期消火が特に有効である北部等山間地域において、消火活動器材の整備が促進されることを交付の目的としています。また、必要な事項を京都市北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成金交付要綱に定めていますので、要綱も合わせて参照してください。

交付対象

助成金の交付対象となる消火活動器材は、新設又は更新の際に購入する器材で、次の条件を満たしている必要があります。

- 住居及び消火栓の近くに設置される器材であること
- 助成金交付決定後に購入した器材であること

交付対象となる具体的な消火活動器材については、次のとおりです。

- 消火用ホース（整備箇所 1 か所につき 2 本）
- 管そう（整備箇所 1 か所につき 1 本）
- 可変ノズル（整備箇所 1 か所につき 1 本）
- 消火栓キー（整備箇所 1 か所につき 1 本）
- 消火用ホース、管そう、消火栓キーを収納する収納庫
- 統一錠等盗難防止装置

なお、修理は交付対象外です。

助成金額

1 か所ごとの消火活動器材の整備に要する経費の2分の1以内で、50,000円を上限としています。



助成金額算出方法

1 か所ごとの助成金申請金額は、器材の購入価格（税込）の2分の1以内で、上限は50,000円です。1円未満は切り捨てになります。

■見積書の合計金額（税込）が100,000円以上の場合

助成金申請額は、 $100,000円 \div 2 = 50,000円$ となります。

■見積書の合計金額（税込）が100,000円未満の場合

- ・見積書の合計金額を2で割る。
- ・1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

算出例

例1 見積書の合計金額が103,000円（税込）の場合

100,000円以上なので、助成金申請金額は、上限の50,000円となります。

例2 見積書の合計金額が99,000円（税込）の場合

2で割ると49,500円なので、助成金申請金額は、49,500円となります。

例3 見積書の合計金額が75,165円（税込）の場合

2で割ると37,582.5円なので1円未満は切り捨てとなり、助成金申請金額は、37,582円となります。

注意事項

仕入控除税額の取扱い

消費税課税事業者となっている自主防災組織が助成金を申請される場合には、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請（申請時において、仕入税額控除が明らかでない場合には、実績報告等における報告が必要）するなどの対応が必要です。消費税課税事業者に該当する場合には、担当者にご相談ください。